

**社会福祉法人高知市社会福祉協議会**  
**南部障害者福祉センター指定共生型通所介護事業運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高知市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する指定共生型通所介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定共生型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共生型通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定共生型通所介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定共生型通所介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定共生型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人高知市社会福祉協議会南部障害者福祉センター指定共生型通所介護事業所
- (2) 所在地 高知市百石町3丁目1番30号（南部健康福祉センター）

(職員の職種，員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種，員数及び職務の内容は，次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤・兼務)

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに，法令等において規定されている指定共生型通所介護の実施に関し，職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上(うち1名以上は常勤・兼務)

指定共生型通所介護の利用の申し込みに係る調整，利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い，また他の職員と協力して指定共生型通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員 1名以上(うち1名以上は常勤・兼務)

看護職員は，利用者の健康管理及び看護業務を行う。

(4) 介護職員 1名以上(うち1名以上は常勤・兼務)

介護職員は，利用者の心身の状況に応じ，必要な介護等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上(うち1名以上は常勤・兼務)

機能訓練指導員は，利用者の生活機能向上を目的とし，必要に応じ利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行う。

(営業日，営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間，サービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし，12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後3時45分までとする。なお，営業日以外の日または営業時間外においても，サービス提供を行う場合がある。

(指定共生型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は，南部障害者福祉センター指定生活介護事業の利用定員である20名のうちの余裕定員とする。

(指定共生型通所介護の内容)

第7条 指定共生型通所介護の内容は，次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 生活指導

(2) 機能訓練

(3) 介護サービス

(4) 介護方法の指導

(5) 健康状態の確認

- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 給食サービス

(指定共生型通所介護の利用料等)

第8条 指定共生型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

- 2 食事の提供に要する費用として実費を徴収する。
- 3 その他、指定共生型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定共生型通所介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定共生型通所介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定共生型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高知市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は指定共生型通所介護の提供を受ける際には、利用中に宗教活動及び飲酒等をしてはならない。また、職員等の指示に従わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 職員は、指定共生型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定共生型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 事業者は、利用者に対する指定共生型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業者は、指定共生型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、提供した指定共生型通所介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、提供した指定共生型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 条）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋に協力する。

6 事業者は、社会福祉法人高知市社会福祉協議会福祉サービス向上実施要領（平成14年4月1日施行）に基づき苦情解決に対応する。

（個人情報の保護）

第15条 事業者は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定共生型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

4 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

5 事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束の禁止）

第18条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執務体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、適切な指定共生型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業者は、指定共生型通所介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人高知市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この規程を施行するために必要な行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。